

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(バリアフリー新法) に関連する取組について

令和3年6月22日にバリアフリー新法第9条の5及び6に基づきシーサイドラインにおける令和2年度「移動等円滑化取組報告書」(別紙)を国土交通大臣に提出しましたので公表します。

※平成30年5月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等は、[1]バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表 [2]取組状況等の報告・公表を行う制度が創設されました。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援が行えるような体制を継続します。 ・駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で中断していた社員の資格取得の促進に今後も継続的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済 ・新型コロナウイルス感染症の影響で中断していましたが、再開し、7名が新規取得しました。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 乗車方法の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。 ・ホームページ上での各情報を利用者がより分かりやすく閲覧できるように継続的に改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済 ・新規にバナーを設け改善を図りました。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。 高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得の環境を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令および告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強化した情報共有の場を設け、定期的に意見交換を実施しました。</p>

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載

(4) その他

特になし

住所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1
 事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
 代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場の有無	公共移動等円滑化の促進の有無	通円標準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	昇降機以外の設置数	傾斜路の数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	備内設置の有無	障害者対応の有無	障害者対応の有無	障害者対応の有無	障害者対応の有無	車いす利用者の乗降可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無
				都道府県 23区・郡・市・区																				
横浜シーサイドライン		新杉田	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市磯子区	28,492 人		○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		南都市場	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,714 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		鳥浜	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	8,886 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		並木北	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,116 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		並木中央	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,360 人		○	○		2	2	2 (2) 基	2 基		基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
横浜シーサイドライン		壺淵	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,794 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		産業振興センター	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,898 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		福漕	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,590 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		市大医学部	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	8,970 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		八景島	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	2,690 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		海の公園柴口	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	1,810 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		海の公園南口	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	1,450 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		野島公園	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	2,780 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
横浜シーサイドライン		金沢八景	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	15,102 人		○	○		1	1	1 (1) 基	2 基		基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
		(合計)										14 14 (15) 基	14 0 基	0 基	1 1 (1) 箇所	14 箇所	14 箇所	5 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和2年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
 代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援が行えるような体制を継続します。 ・駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で中断していた社員の資格取得の促進に今後も継続的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済 ・新型コロナウイルス感染症の影響で中断していましたが、再開し、7名が新規取得しました。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 乗車方法の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。 ・ホームページ上での各情報を利用者がより分かりやすく閲覧できるように継続的に改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済 ・新規にバナーを設け改善を図りました。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。	・ 計画どおり実施済
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得の環境を継続します。	・ 計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令および告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強化した情報共有の場を設け、定期的に意見交換を実施しました。

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載

(4) その他

特になし

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	18 90 編成 (両)	18 90 編成 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	18 90 編成 (両)	18 90 編成 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	